

## みえ森と緑の県民税評価委員会の開催に関する取扱い

みどり共生推進課

(趣旨)

第1条 社会的情勢等により、委員がみえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）に出席できない場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(書面による審議)

第2条 委員は、災害その他やむを得ない事由があるものとして、委員長が認めた場合は、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第六条の規定による議決権を書面（電磁的記録によるものを含む。）により行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した委員は、委員会に出席したものとみなす。

(ウェブ会議システム等の利用による会議の開催等)

第3条 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会の委員は、委員長の承認を得て、ウェブ会議の方法で委員会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって委員会の会議に出席したものとみなすものとする。

(雑則)

第4条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則 この要領は令和3年2月8日から施行する。